

公益財団法人日本体育協会個人情報の開示等に関する手続規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)が保有する個人データ(以下「保有個人データ」という。)に係る本人からの開示、追加・変更・削除(以下「訂正等」という。)、利用停止及び消去の求めに応ずるための手続を、本会個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき定めたものであり、適正に実施することを目的とする。

(受付手続きの原則)

第2条 保有個人データの訂正等、利用停止及び消去の請求は、事前に本人より開示請求がなされ、本会が本人の個人データの保有を認めた後に受け付けることを原則とする。ただし、本会から本人へ発送した資料に記載した内容の誤りについて本人から訂正を求められた等、本人の個人情報を本会が保有していることが明らかな場合は、開示の請求を経ないで直ちに訂正等、利用停止及び消去の請求を受け付けることができるものとする。

(受付窓口)

第3条 開示請求等を受け付ける窓口は、原則として総務部広報・キャンペーン課とする。

- 2 前項の請求の受付にあたっては、本人から所定の様式(様式1～2)による請求書の提出を郵送にて求めるものとする。
- 3 代理人による請求については、第5条の規定に基づき代理人資格の確認をを求めるものとする。
- 4 本人からの開示請求等の内容が、明らかに本会内の単一部署のみで処理できる内容で、かつ所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたす恐れのある場合は、当該事業担当部署所属長の責任により、所定の様式及び1項に掲げる受付窓口によらず対応することができるものとする。

(本人確認)

第4条 なりすましによる情報の漏えいを防止するため、所定の様式(様式1～2)による請求者の本人確認を行う。なお、電話・Eメール等所定の様式によらない開示請求等があった場合は、所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたすおそれのある場合に限り対応できるものとし、その際は既存の保有個人データ等を利用して折り返し電話をする等、請求者が本人であることを必ず確認するものとする。

(代理人資格の確認)

第5条 代理人による請求があった場合は、本人及び代理人双方について、前条の本人確認の方法により確認を行う。

- 2 代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行うものとする。

(1)法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

(2)任意代理人の場合

本人の印鑑証明書付きの請求書及び委任状

(開示の方法)

第6条 請求に基づく本会からの通知は、原則として、請求の受付日から3週間以内を目途に所定の様式(様式3)に基づき郵送によりこれを行う。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。

(訂正等・利用停止・消去)

第7条 本会から開示された保有個人データにつき、訂正等、利用停止及び消去の請求があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その処理の結果等につき原則として、請求の受付日から3週間以内を目途に所定の様式(様式4～6)に基づき郵送により通知するものとする。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。

- 2 前項の請求(様式2)及び本人確認の手続については、第3条、第4条及び第5条に準ずる。
- 3 本会に訂正等の義務が生じるのは、当該保有個人データの内容が事実でない場合であり、誤りであるという指摘が正しくない場合は、訂正等を行う必要はない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合も同様とする。
- 4 本会に利用停止・消去の義務が生じるのは、本会が当該保有個人データについて手続違反をした場合であり、手続違反をしていない場合は利用停止・消去を行う必要はない。

(資料等の提供の求め)

第8条 前条に基づき、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合において、その確認のために必要な資料の提供等を求めることができるものとする。

(対応の記録)

第9条 開示請求等の請求内容につき、窓口の担当者は所定の様式(様式7)に基づき対応の内容と経緯を取りまとめ、個人情報保護管理者の決裁を受けた後に回答書を交付するとともに、当該記録は請求書及び回答書とともに専用ファイルに綴り当該年度中保管するものとする。ただし、本人確認のために本人又は代理人から取得した書類は、原則として取得後6カ月以内に破棄するものとする。

(見直し)

第10条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

附則1

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附則2

1 この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

公益財団法人日本体育協会個人情報の開示等に関する手続規程運用解説 平成17年12月16日施行(最終改定:平成23年4月1日)

手続規程	運用解説
<p style="text-align: center;">公益財団法人日本体育協会個人情報の開示等に関する手続規程</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)が保有する個人データ(以下「保有個人データ」という。)に係る本人からの開示、追加・変更・削除(以下「訂正等」という。)、利用停止及び消去の求めに応ずるための手続を、本会個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき定めたものであり、適正に実施することを目的とする。</p> <p>(受付手続きの原則) 第2条 保有個人データの訂正等、利用停止及び消去の請求は、事前に本人より開示請求がなされ、本会が本人の個人データの保有を認めた後に受け付けることを原則とする。ただし、本会から本人へ発送した資料に記載した内容の誤りについて本人から訂正を求められた等、本人の個人情報を本会が保有していることが明らかな場合は、開示の請求を経ないで直ちに訂正等、利用停止及び消去の請求を受け付けることができるものとする。</p> <p>(受付窓口) 第3条 開示請求等を受け付ける窓口は、原則として総務部広報・キャンペーン課とする。 2 前項の請求の受付にあたっては、本人から所定の様式(様式1～2)による請求書の提出を郵送にて求めるものとする。 3 代理人による請求については、第5条の規定に基づき代理人資格の確認をを求めるものとする。 4 本人からの開示請求等の内容が、明らかに本会内の単一部署のみで処理できる内容で、かつ所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたす恐れのある場合は、当該事業担当部署所属長の責任により、所定の様式及び1項に掲げる受付窓口によらず対応することができるものとする。</p> <p>(本人確認) 第4条 なりすましによる情報の漏えいを防止するため、所定の様式(様式1～2)による請求者の本人確認を行う。なお、電話・Eメール等所定の様式によらない開示請求等があった場合は、所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたすおそれのある場合に限り対応できるものとし、その際は既存の保有個人データ等を利用して折り返し電話をする等、請求者が本人であることを必ず確認するものとする。※1</p> <p>(代理人資格の確認) 第5条 代理人による請求があった場合は、本人及び代理人双方について、前条の本人確認の方法により確認を行う。 2 代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行うものとする。 (1)法定代理人の場合 請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの (2)任意代理人の場合 本人の印鑑証明書付きの請求書及び委任状</p> <p>(開示の方法) 第6条 請求に基づく本会からの通知は、原則として、請求の受付日から 3 週間以内を目途に所定の様式(様式3)に基づき郵送によりこれを行う。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。※2</p>	<p style="text-align: center;">運用解説</p> <p>※1: 所定の様式によらず、電話・Eメール・FAX・郵便で対応する場合は、登録番号・氏名・住所・電話番号・生年月日等、本人確認の基本要件を必ず確認する。なお、この際、本人ではなく家族等関係者が本人の代理として請求等を行っていることが判明し、かつその請求内容が本人のセンシティブ情報に該当する場合は、必ず所定の様式での対応に切り換える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><特定の機微な情報(センシティブ情報)の具体例(本会個人情報保護規程第5条より)></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 思想、信条及び宗教に関する事項 (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項 (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項 (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項 (5) 保健医療及び性生活 </div> <p>※2: 個人情報保護法第24～29条により、開示・訂正等・利用停止・消去を行う・行わないに係らず、本人へ本会が決定・対応した内容を何らかの形で通知する必要があるため、所定の様式によらず対応した場合は注意して対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><開示請求に応じなくても良い場合(法律第25条より)></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団や総会屋に関する情報提供など (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあった場合など (3) 他の法令に違反することとなる場合 </div>

(訂正等・利用停止・消去)

第7条 本会から開示された保有個人データにつき、訂正等、利用停止及び消去の請求があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その処理の結果等につき原則として、請求の受付日から3週間以内を目途に所定の様式(様式4～6)に基づき郵送により通知するものとする。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。※2

2 前項の請求(様式2)及び本人確認の手続については、第3条、第4条及び第5条に準ずる。

3 本会に訂正等の義務が生じるのは、当該保有個人データの内容が事実でない場合であり、誤りであるという指摘が正しくない場合は、訂正等を行う必要はない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合も同様とする。※3

4 本会に利用停止・消去の義務が生じるのは、本会が当該保有個人データについて手続違反をした場合であり、手続違反をしていない場合は利用停止・消去を行う必要はない。※4

(資料等の提供の求め)

第8条 前条に基づき、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合において、その確認のために必要な資料の提供等を求めることができるものとする。※5

(対応の記録)

第9条 開示請求等の請求内容につき、窓口の担当者は所定の様式(様式7)に基づき対応の内容と経緯を取りまとめ、個人情報保護管理者の決裁を受けた後に回答書を交付するとともに、当該記録は請求書及び回答書とともに専用ファイルに綴り当該年度中保管するものとする。ただし、本人確認のために本人又は代理人から取得した書類は、原則として取得後6カ月以内に破棄するものとする。

(見直し)

第10条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

附則1

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附則2

1 この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

※3:例えば、保有個人データの内容が正しい場合に、それを削除して欲しいという本人の一方的な要求があっても、内容が正確である限り、訂正等に応じる義務はない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合にも、訂正等に応じる義務はない。例えば、本人の過去の所在地のように、保有個人データが過去の履歴データに過ぎない場合は、仮に現時点のデータとしては事実と反していたとしても、そのままにしておくことこそが履歴データとしての利用目的の達成に必要であり、訂正等を行う必要はない。
(注意! :法律により、訂正等を行う・行わないに係らず、その決定や内容は本人に通知する必要があるため、所定の様式によらず対応している場合は注意して対応すること)

※4:手続違反とは、本人の同意のない保有個人データの目的外利用や、その不正な取得、同意がない、もしくはオプトアウトを行っていない第三者提供のいずれかに該当する場合を言い、手続違反の事実がない場合は利用停止・消去を行う義務はない。

なお、本人からの利用停止・消去の請求に応じる場合であっても、その対応に多額の費用を要する場合や、利用停止・消去が困難な場合は、本会は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとることができるため、必ずしも利用停止・消去を行う必要はない。この措置には、例えば、当該個人データを含む印刷物がすでに大量に頒布済みの場合等に正誤表を頒布することや、金銭賠償をすることが含まれる。
(注意! :法律により、利用停止・消去を行う・行わないに係らず、その決定や内容は本人に通知する必要があるため、所定の様式によらず対応している場合は注意して対応すること)

<オプトアウトとは>

①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段・方法、④本人より請求がある場合には、当該本人と識別される個人データの第三者提供を停止することを、あらかじめ本人に通知するか、又はホームページへの掲載などにより本人が容易に知り得る状態に置いておくこと。

※5:例えば、住所の訂正を要求された場合に、その確認のため本人の住民票・免許証の写し等の提供を求めること。

■個人情報の開示等に関する手続きの流れ

